

保存用

令和3年11月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

11月の情報提供

1. 求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数 (令和3年9月分) . . .	2
2. 第61回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画	6
3. 「令和3年度踏切事故防止キャンペーン」の実施について	11
4. 乗務員講習会のご案内	14
5. 省エネ運転実践講習会のご案内	21
6. 危険物荷卸し時相互立会いキャンペーンの実施	23
7. 交通安全ニュース「夕暮れ・夜間、左からの車にご用心」	25
8. 働き方改革説明会 (香川労働局) 日程表	26
9. 職場での転倒災害を予防するための取組の推進について	28
10. 「過労死等防止啓発月間」の取組に係る周知について	37
11. 陸災防香川県支部の皆様へ	44
12. 会員名簿の変更について	45

※燃料ニュースは広報誌「香川 ニュー物流」に掲載しております。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について
 (令和3年9月)

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和3年9月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和3年9月の運賃指数の概要

1. 令和3年9月の運賃指数は、前月比3ポイント減、前年同月比2ポイント増の119であった。
2. 9月末現在の求車登録件数は113,043と前年同月比34,242増(43.5%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259	5,694	6,062	6,329
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064	288,956	272,250	138,086

※令和3年度は9月末現在

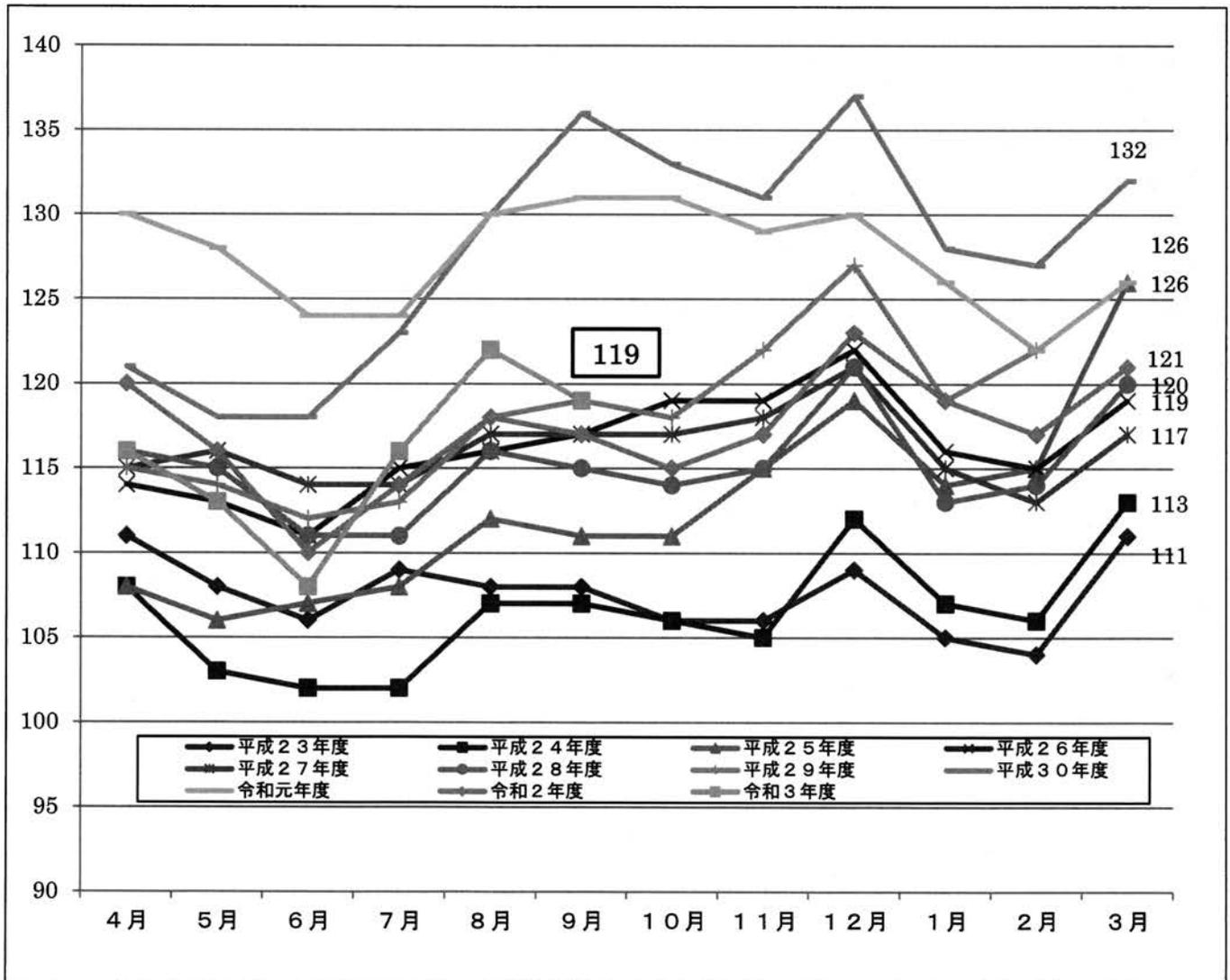
2. 荷物情報(求車)件数

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
登録 件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,478	914,565	542,498

荷物情報(求車)	令和3年9月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	113,043	34,242	+43.5%	2,879	+2.6%
成約件数	23,495	761	+3.3%	2,251	+10.6%
成約率	20.8%	-8.1ポイント	—	+1.5ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

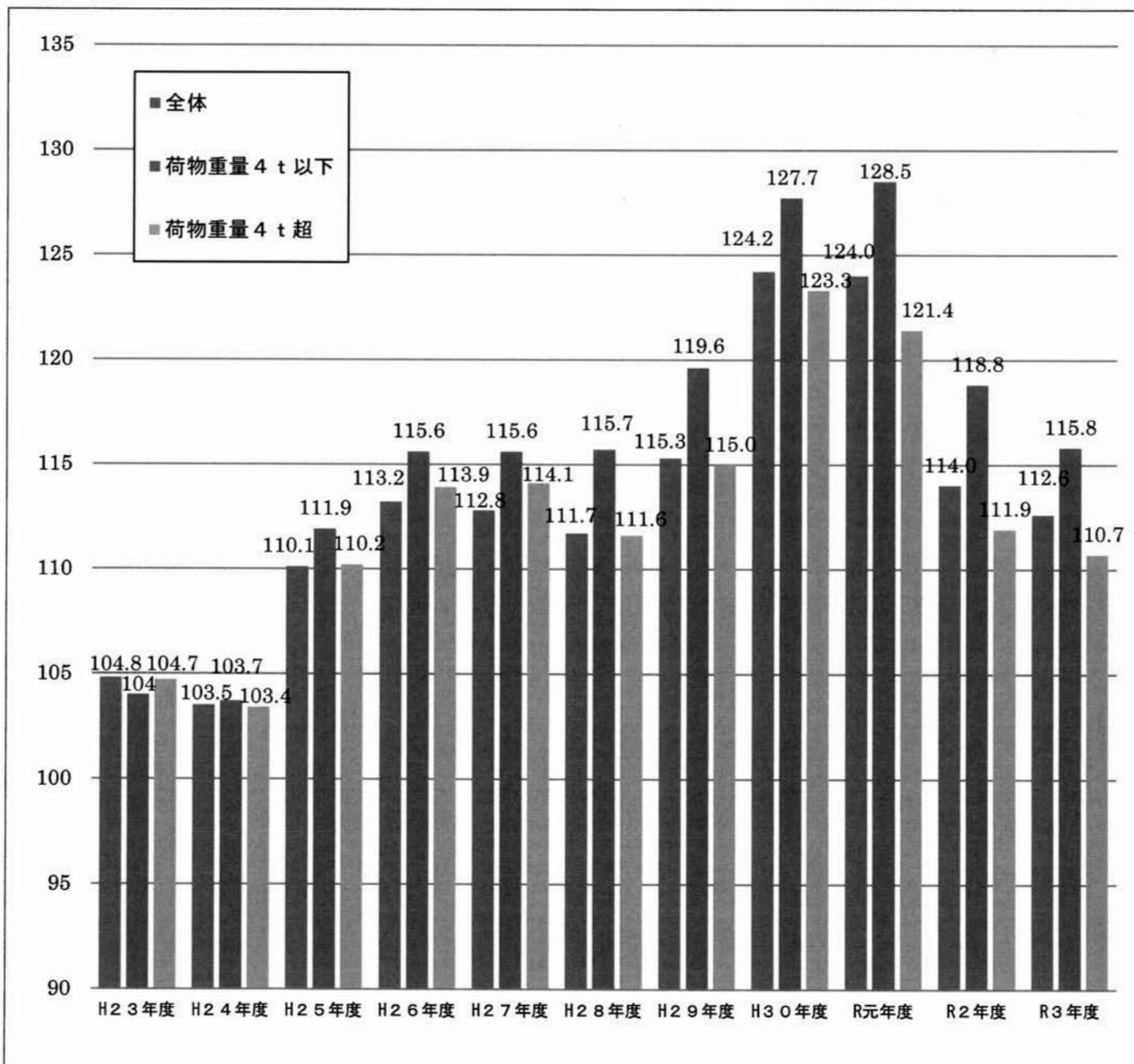
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119						



4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	114	112.6
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	118.8	115.8
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	111.9	110.7

※令和3年度は9月末現在



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 金子・大橋・長嶋
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
キット事業部 松井
TEL03-3357-6068

第61回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

1. 目的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

2. 運動期間

令和3年11月16日（火）から令和4年1月10日（月）まで

3. 主催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

4. 後援

国土交通省、警察庁

5. 実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。

（1）飲酒運転の根絶

経営者は、第117回交通対策委員会（令和3年9月6日開催）の決議を踏まえ、以下に掲げる取り組みを通じ、トラック運送業界から飲酒運転を根絶させる。

- ①各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実にできる点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
- ②各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。

（2）追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者は、全ト協制作の『トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～』及び『トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』※を活用した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。

※全ト協ホームページ URL

トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～

http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/tsuitotsu_boushi/tsuitotsu_jikoboushi2016.html

トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～

<http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/kousaten-jikobousi.html>

(3) 過労運転防止の徹底

運行管理者は、繁忙期においても無理な運行計画とならないよう、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、点呼時における運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。

(4) 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

また、点呼の際、運行管理者等はアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を確実に行う。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

道路交通法の一部改正により罰則強化が行われた運転中のスマートフォン等の画像を注視する行為や、携帯電話を用いて通話する行為は極めて危険な行為であることから、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。

(6) 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

(7) 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び管理者は、荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について適切な取り決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にまとめ、作業者に周知するとともに、墜落等の危険を伴う作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

(参考:厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」)

(8) 高速道路における事故防止の徹底

高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に比較的多く発生していることを踏まえ、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

(9) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」の趣旨を踏まえ、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

(10) 降積雪期における輸送の安全確保の徹底

気象情報や道路における降雪状況等を適時適切に把握するとともに、積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底させる。

また、冬期においては大型車の車輪脱落事故が多発傾向にあることから、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協で作成する車輪脱落事故防止の啓発資料活用により、実効性のある再発防止対策を推進する。

(11) 正しい積付け・固縛方法の徹底

荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

(12) エコドライブ及びアイドリング・ストップの徹底

地球温暖化の発生源である化石燃料の使用量を削減し、CO₂及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であることから、エコドライブ及びアイドリング・ストップを徹底させる。

(13) 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(14) 安全意識の高揚

経営者は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常に「やさしさ」と「思いやりのある運転」を心掛け

る。

(15) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の未然防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

6. 実施要領

前項の「実施事項」を確実かつ効果的に実行するため、それぞれ次の要領により実施する。なお、国土交通省が年末年始に行う安全総点検への協力を行うものとする。

(1) 全ト協

- ① 広報とらつく、ホームページ、業界紙等を活用し、本運動の趣旨、実施計画等を全事業者に周知する。
- ② 各都道府県トラック協会からの推薦に基づき本運動に功績のあった事業所及び従業員を表彰する。

(2) 各都道府県トラック協会

- ① 関係委員会または会議等の開催により、本運動の具体的推進要領を決定する。また、飲酒運転根絶に向けた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。
- ② 協会独自の企画によるポスター、垂れ幕、立看板等の作成、掲出、並びに機関紙(誌)、ホームページ等を活用して本運動の広報を行い、会員事業者に対し周知を図る。
- ③ 事業者、管理者、運転者等に対し、それぞれの研修会、講習会等の実施に努める。
- ④ 荷主等との協議の場をできるだけ設け、本運動に対する荷主への理解と協力を求める。
- ⑤ 適正化実施機関を活用し、本運動を徹底させる。
- ⑥ 本運動に功績のあった事業所及び従業員に対し、全ト協が表彰を行うため、被表彰者を推薦する。(推薦の細部については別途連絡)

(3) 事業所

- ① 自社広報紙等の利用、あるいは配布された、または自社作成のポスター、垂れ幕、立看板、腕章、リボン等により、従業員に対し本運動の実施事項を徹底し、一層の事

故防止と輸送品質の向上を図る。

- ② 安全対策を検討する際は、全ト協が制作した各種マニュアル等の啓発物を積極的に活用する。

＜全ト協ホームページ＞

URL http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/kotsuanzen_ichiran.html

- ③ 従業員に対し必要な教育、現場指導を行い、また、トラック協会が行う研修会、講習会等に必要な従業員を積極的に参加させる。

- ④ 安全会議を開催する等、本運動及び関係行政機関の発出する安全に関する通知等の徹底を図る。

以 上

令和3年10月

各 位

踏切事故防止推進協議会

「令和3年度踏切事故防止キャンペーン」の実施について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、踏切事故防止推進協議会の取組みにご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、踏切事故の防止につきましては、交通安全運動等の機会をとらえて注意を喚起しているところでありますが、昨年度も踏切事故が四国四県で12件発生しており、鉄道・軌道運転事故の約4割を占める状況となっております。

踏切事故は一旦発生すると重大事故につながることもあり、事故防止に係る広報を推進する必要があると考えております。

このようなことから、当協議会では、平成9年度より踏切事故防止に関する広報活動の一環として「踏切事故防止キャンペーン」を実施しており、今年度も11月1日（月）から11月10日（水）まで実施します。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ですが、踏切事故防止キャンペーンについて広報誌・会報への掲載にご協力方よろしくお願い申し上げます。

また、お手数ですが、広報誌等へ掲載していただいた際には、四国運輸局鉄道部（踏切事故防止推進協議会事務局）あてに1部を郵送いただければ幸甚に存じます。

連絡先（踏切事故防止推進協議会事務局）
〒760-0019
高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎南館3F
Tel 087-802-6762
四国運輸局鉄道部 安全指導推進官付（直野）

ルールを守って、安全運転

STOP THE 踏切事故

踏切で警報機が  鳴っているのに、無理やり



進入すると重大な事故の



原因となり



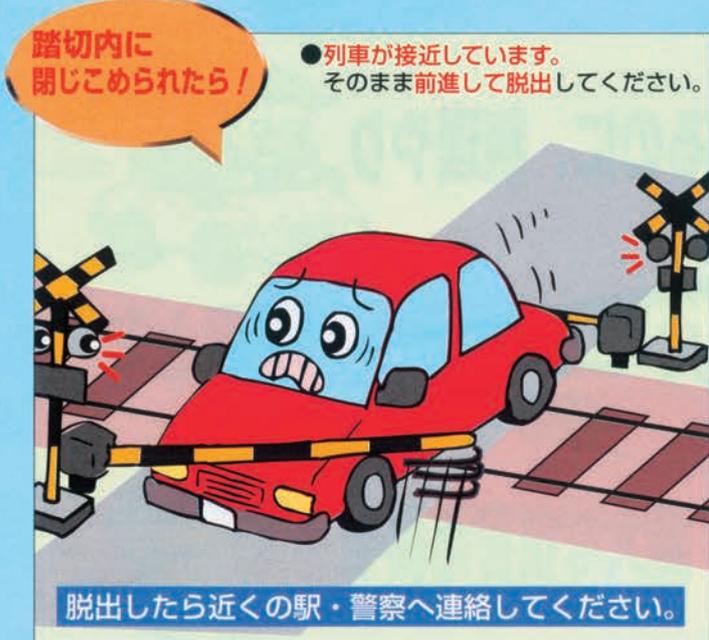
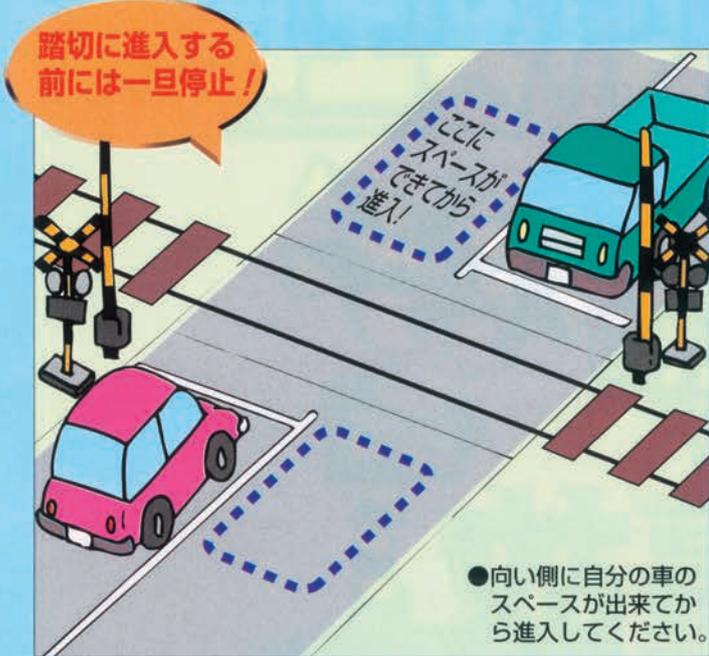
死傷者がでたり、莫大な損害賠償を



支払わなければなりません。警報機が鳴ったら必ずストップ

四国運輸局 四国地方整備局 中国四国管区警察局四国警察支局 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 四国旅客鉄道(株)
日本貨物鉄道(株)四国支店 高松琴平電気鉄道(株) 伊予鉄道(株) とさでん交通(株) 土佐くろしお鉄道(株)
阿佐海岸鉄道(株) 四国鉄道協会 (一社)四国バス協会 四国ハイタク協議会 (一社)全国個人タクシー協会四国支部
四国トラック協会連合会 四国地区レンタカー協会連合会 四国自動車整備振興会連合会 四国交通共済協同組合
(一社)日本自動車連盟四国本部香川支部 (独)自動車事故対策機構高松主管支所 軽自動車検査協会香川主管事務所 (順不同)

踏切の手前で止まって安全確認！**STOP THE** 踏切事故



過去の損害賠償例 **もしも踏切事故を起こすと死傷だけでなく莫大な損害賠償を支払わなければなりません！**

事故概況	損害賠償額	死傷
貨物車がしゃ断棒降下中に踏切に進出し列車と衝突	約3,250万円	負傷者：1名
乗用車が警報を無視して踏切に進出し列車と衝突	約1,150万円	死者：1名
軽自動車が列車通過直前に踏切に進出し、立ち往生して列車と衝突	約250万円	死者：1名/負傷者：1名
乗用車が列車通過直前に踏切に進出し、立ち往生して列車と衝突	約500万円	負傷者：4名
貨物車がしゃ断棒を突破して列車正面と衝突	約750万円	負傷者：1名

令和3年11月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

令和3年度 乗務員一般講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会について、香川県トラック協会では、平成16年度から「乗務員講習会」を実施しており、多数の事業所から運転者の派遣を頂いております。

標記講習は、国土交通省大臣告示第1366号(※)を基に実施し、対話式で実施する参加型乗務員向け教育講習です。

受講終了後には、上記内容を付記した通知書を送付させていただくなど、安全教育の実施だけでなく、受講証明の記録に至るまで考慮し進めております。

香ト協は各事業所の安全教育の一助として、本年度も無料で標記講習会を開催しますので、乗務員の派遣をお願い申し上げます。

参加申込みについては別紙にてお願いいたします。

敬 具

※ 国土交通省告示第1366号とは、

貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項事項の規定に基づき、運転者に対する指導、監督を実施した日時・場所及び内容、監督指導を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所に保存するものとする。

令和3年度 乗務員一般講習会 参加申込票

・乗務員一般講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第238回	令和4年1月22日(土) 9:00 ~ 12:00	ユープラザうたづ(坂出市) 綾歌郡宇多津町浜六番丁88番地

○受講希望者データ

会社名	
担当者名(記入者)	

	氏名	生年月日	乗務歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな) -----	昭和 平成	年 月 日	大型 中型
	参加希望講習 (○印記入)	第238回(AM)		小型
2	(ふりがな) -----	昭和 平成	年 月 日	大型 中型
	参加希望講習 (○印記入)	第238回(AM)		小型
3	(ふりがな) -----	昭和 平成	年 月 日	大型 中型
	参加希望講習 (○印記入)	第238回(AM)		小型

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください。

令和3年11月1日

会 員 各 位

(一社) 香川県トラック協会

令和3年度 乗務員ステップアップ講習のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記講習会については、一般的な指導及び監督の指針に沿った内容のほか、実車を使って日常点検や死角、内輪差、リアオーバーハング(尻振り)の検証等を体感する参加型乗務員講習となっております。受講修了後には、講習修了内容を付記した通知書を送付させていただくなど、安全教育の実施だけでなく、受講証明の記録に至るまで考慮し進めております。

当業界は中小零細が多く、事業所内で告示内容に沿って教育していくことが難しいと聞いております。そのような状況下、香ト協は各事業所の安全教育の一助として、本年度も無料で標記講習会を開催しておりますので、受講を希望される際は別紙の参加申込書にて香ト協へ申し込み下さい。

敬 具

令和3年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第98回	11月27日(土) 9:00 ~ 12:00	安全研修センター(高松市) 高松市福岡町3丁目3-6
	第99回	11月27日(土) 13:30 ~ 16:30	安全研修センター(高松市) 高松市福岡町3丁目3-6

○受講希望者データ

会社名	
担当者名(記入者)	

	氏名	生年月日	乗務歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな) -----	昭和 平成	年 月 日	大型 中型
参加希望講習 (○印記入)	第98回(AM)・第99回(PM)		年	小型
2	(ふりがな) -----	昭和 平成	年 月 日	大型 中型
参加希望講習 (○印記入)	第98回(AM)・第99回(PM)		年	小型
3	(ふりがな) -----	昭和 平成	年 月 日	大型 中型
参加希望講習 (○印記入)	第98回(AM)・第99回(PM)		年	小型

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください。

令和3年11月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・16回）、事故惹起運転者講習会（7回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日

<初任運転者講習会>

第1回 令和3年 4月15日(木)	第2回 5月20日(木)
第3回 6月3日(木)	第4回 6月24日(木)
第5回 7月8日(木)	第6回 8月6日(木)
第7回 8月26日(木)	第8回 9月9日(木)
第9回 10月7日(木)	第10回 10月28日(木)
第11回 11月11日(木)	第12回 12月2日(木)
第13回 令和4年 1月20日(木)	第14回 2月3日(木)
第15回 2月24日(木)	第16回 3月24日(木)

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和3年 4月22日(木)	第2回 5月27日(木)
第3回 7月15日(木)	第4回 9月16日(木)
第5回 11月25日(木)	第6回 令和4年 1月13日(木)
第7回 3月10日(木)	

2. 開催時間 9:30～17:00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合がありますので、四国交通共済協同組合 HP で「講習・研修スケジュール」
(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>) で申込状況をご確認いただきお申込み下さい
7. 証 明 書 受講後、四国交通共済協同組合から、各人へ特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具をご持参下さい。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加下さい。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承下さい。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和3年 4月15日(木)	終了	5月20日(木)
終了	6月3日(木)	終了	6月24日(木)
終了	7月8日(木)	終了	8月 5日(木)
終了	8月26日(木)	終了	9月 9日(木)
終了	10月 7日(木)	終了	10月28日(木)
	11月11日(木)		12月 2日(木)
	令和4年 1月20日(木)		2月 3日(木)
	2月24日(木)		3月24日(木)

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日	✓印 記入欄	開催日
終了	令和3年 4月22日(木)	終了	5月27日(木)
終了	7月15日(木)	終了	9月16日(木)
	11月25日(木)		令和4年 1月13日(木)
	3月10日(木)		

※開講時間は、9:30~17:00(各回共通) ※ご希望の講習日にチェック(✓)をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
1	-----	昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

省エネ運転実践講習会のご案内

香川県トラック協会では、燃費の向上だけでなく、地球温暖化防止にも貢献でき、安全運転にもつながる省エネ運転を促進するため、省エネ運転実践講習会を下記の日程で開催いたします。

是非ともご参加下さるようお願い申し上げます。

記

1. 開催日

第1回 令和3年 11月 20日(土)

2. 開催時間

9:30～15:30

3. 場 所

四国交通共済会館 2階 研修室
坂出市番の州公園6-6

4. 定 員

4t車 10名(先着順)

※8トン限定中型免許・中型免許・大型免許の資格のある方対象です。

5. 受講料

講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。

6. 受講申込

別紙「受講申込書」に必要事項をご記入の上、香ト協までFAX送信して下さい。 FAX 087-821-4974

令和 年 月 日

(一社) 香川県トラック協会 行
(FAX : 087-821-4974)

会社名
担当者名
TEL
FAX _____

令和3年度省エネ運転実践講習会受講申込書

受講希望日に○印をご記入ください

	第1回	11月20日(土)
--	-----	-----------

参加者

	ふりがな 氏名	生年月日	運転車両
1		昭和 年 月 日 平成	4t車 8トン限定中型免許、中型免許、大型免許

私たちは荷卸し立会いを徹底します



「荷卸し立会い」による相互確認は消防法を遵守して行いましょう

1 納品書の確認



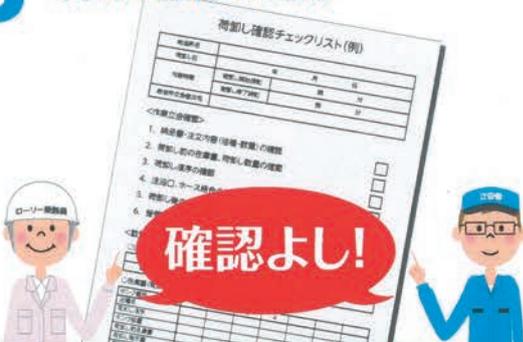
確認よし!

2 荷卸し前タンク在庫量と荷卸し数量の確認



確認よし!

3 荷卸し順序の確認



確認よし!

4 注油口(油種・数量)とホースの結合(緊結)状況の確認



確認よし!

5 荷卸し後タンク在庫量の確認



確認よし!

6 受領書・荷卸し確認書の確認



確認よし!

主催： 石油連盟
サステイナブルな石油

全石連

公益社団法人
全日本トラック協会

協賛： 消防庁
住民とともに

この下書きは石油連盟が制作しております。

コンタミやオーバーフローによる

漏洩事故の防止は、

社会的信用を守る第一歩です。

万が一事故が発生したら、社会的信用を一気に失います。

安全な荷卸しのために、相互立会いによる相互確認を実行しましょう。

重要

事故を未然に防ぐための給油所における義務として、消防法や消防庁からの通達において、給油所の危険物取扱者の荷卸し立会いを規定しています。

消防法第13条第3項

製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者（危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。

※消防庁通達によれば、荷卸しをする給油取扱所とタンクローリーの所有者が異なる場合は、当該給油取扱所とタンクローリーそれぞれの危険物取扱者が取扱い作業を行わなければならないとしています。
(昭和51年12月7日 消防危第111号通知)

平成29年12月28日 消防危244号(抜粋)

単独荷卸しを行う場合を除き、給油取扱所における移動タンク貯蔵所からの荷卸し作業に際して、給油取扱所の危険物取扱者及び移動タンク貯蔵所の危険物取扱者の双方が立ち会うことを徹底すること。

平成17年10月26日 消防危245号通知第5(抜粋)

予防規程を変更せず（立会荷卸しを行う予防規程のまま）又は単独荷卸し実施規程を作成せずに単独荷卸しを行っている状況を確認した場合には、危険物保安監督者に対し、即座に単独荷卸しを中止するよう指導されたいこと。

（中略）

度重なる指導によっても改善がみられない等のケースについては、消防法に基づく危険物保安監督者の解任命令、危険物施設の使用停止命令等の措置を検討すること。

●揮発油販売事業者には、「品確法」により品質確保の義務も課されています。（品確法第13条～17条）



交通安全ニュース

R 3. 9. 28

No. 3-28-2

香川県警察本部
交通部交通企画課

夕暮れ・夜間

左からの車にご用心

気付いていますか!? 「左」からの自動車!!
距離感覚・速度感覚は大丈夫!?



横断は、しっかり確認、最後まで

外出は、明るい服装・反射材

※薄暮時とは日没前後1時間

歩行者死者数

過去5年間
(2016~2020)



左から車両

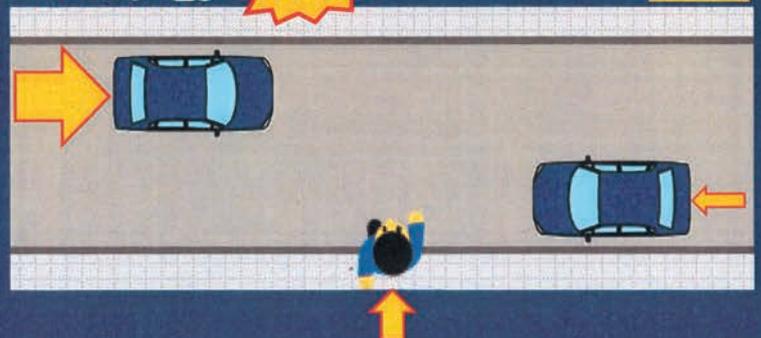
薄暮時 8割 13人
全体の約

夜間 7割 27人
全体の約

右から車両

薄暮時 3人

夜間 13人



香川 NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる



働き方改革説明会

2019年から働き方改革関連法は順次施行され、2024年には猶予業種への適用も開始します。
これから適用される業種はもちろん、施行済み業種の方もぜひご参加ください。

日程

時刻

場所

一般業種

※猶予業種以外

日程	時刻	場所
令和3年9月28日	14:00~16:30	オンライン (ZOOM)
令和3年10月28日	14:00~16:30	オンライン (ZOOM)
令和3年11月11日	14:00~16:30	オンライン (ZOOM)
令和3年12月13日	14:00~16:30	オンライン (ZOOM)
令和4年1月	未定	オンライン (ZOOM)
令和4年2月	未定	オンライン (ZOOM)
令和4年2月	未定	会場未定
令和4年3月	未定	オンライン (ZOOM)

トラック

令和3年10月5日	14:00~16:30	オンライン (ZOOM)
令和3年11月17日	14:00~16:30	四国交通共済協同組合 大ホール 50人
令和3年12月9日	14:00~16:30	オンライン (ZOOM)
令和4年1月	未定	オンライン (ZOOM)
令和4年1月	未定	オンライン (ZOOM)
令和4年2月	未定	会場未定
令和4年2月	未定	オンライン (ZOOM)

タクシー

令和3年11月15日	14:00~16:30	サンポートホール高松 54会議室
令和3年12月6日	14:00~16:30	オンライン (ZOOM)

バス

令和3年10月13日	14:00~16:30	サンポートホール高松 54会議室
------------	-------------	------------------

※説明会は事業場所在地にかかわらず参加いただけます

裏面詳細 [↻](#)

香川労働局・各労働基準監督署

説明会の対象と内容

一般業種 適用猶予業種（建設業、自動車の運転業務、医師）以外の業種が対象

トラック 労働時間上限規制が適用猶予中であるトラックの運転業務を行う事業場が対象

タクシー 労働時間上限規制が適用猶予中であるタクシーの運転業務を行う事業場が対象

バス 労働時間上限規制が適用猶予中であるバスの運転業務を行う事業場が対象

説明会の内容 すべての説明会で改正労働基準法、改正労働安全衛生法、同一労働同一賃金について解説します。一般業種の説明会ではテレワークについても説明する予定です。各回の次第についてはお問合せください。

オンライン説明会について

オンライン説明会はZOOMを使用します。ZOOMの使用マニュアル、視聴用URLは開催前日までに働き方改革関連法説明会事務局より送付します。

パソコン

<https://zoom.us/> から『サインアップは無料です』をクリックして手順を進めてください。



iPhone

APP StoreからZOOMのアプリをダウンロードしてください。



android

Google PlayストアからZOOMのアプリをダウンロードしてください。



お申し込み案内



E-mail

このリーフレットの「働き方改革関連法に関する説明会申込書」をご記入のうえ、写真やスキャンデータを以下のメールアドレスまで送信してください。

E-mail:hatarakikata@mail.o-hara.ac.jp



FAX

このリーフレットの「働き方改革関連法に関する説明会申込書」をご記入のうえ、以下の番号へFAXしてください。

FAX:03-5577-4735

働き方改革関連法に関する説明会申込書

会社名		申込者名	
電話番号		申込人数	1名・2名 (1事業場あたり2名まで)
E-mail			
申込日程	令和____年____月____日 会場：_____(香川局)		

働き方改革関連法説明会事務局 大原出版(株)

☎ 03-5577-4710 (質問/お問い合わせ)
受付 平日10:00~17:00

FAX : 03-5577-4735

E-mail : hatarakikata@mail.o-hara.ac.jp

令和3年度 36協定届出事業場等に対する上限規制等に関する説明会の開催等事業 厚生労働省委託事業

香労基発 1012 第 1 号
令和 3 年 10 月 12 日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 香川県支部長 殿

香川労働局労働基準部長



職場での転倒災害を予防するための取組の推進について（協力依頼）

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最近の労働災害の状況は、職場での転倒災害が最も多い事故の型で、近年、増加傾向にあり、今年も前年同期比で約 2 割増（全国の令和 3 年 9 月速報値）と大きく増加しています。転倒災害の約 6 割が休業 1 か月以上で、特に 50 歳代以上の女性で多く発生しており、転倒災害を予防することは、女性や高齢者が活躍できる社会の実現や生産性向上などの観点からも、大変重要な課題です。

こうした中で、このたび厚生労働省と消費者庁は、日本転倒予防学会と協力して、日本転倒予防学会が主唱する 10 月 10 日の「転倒予防の日」を契機に、国民に対する転倒予防の呼びかけを行うこととしました。

貴団体におかれては、現下の労働災害発生状況について、貴団体傘下会員に共有していただくとともに、別添資料並びに厚生労働省及び消費者庁の広報資料を活用して、職場での転倒予防の取組が広く実施されますようお願いいたします。

なお、消費者庁の広報資料においては、消費者に対して生活環境における転倒原因の減少を訴えつつ、外出時、店舗で危険を感じた際に、その旨店舗に伝えて必要な対応を依頼するよう呼びかけることとしています。

■ 厚生労働省の広報資料

資料 1 転倒災害発生状況

資料 2 リーフレット「事業主の皆様へ 安全・安心な職場づくりに取り組みましょう」

資料 3 厚生労働省・日本安全靴工業会・日本プロテクティブスニーカー協会作成リーフレット「転倒予防のために適切な靴を選びましょう！」

資料4 転倒・腰痛予防体操

【掲載場所】

<https://www.youtube.com/watch?v=9jCi6oXS8IY&feature=youtu.be>



■ 消費者庁の広報資料

資料5 消費者庁チラシ「毎日が#転倒予防の日～できることから転倒予防の取り組みを行いましょう～」(令和3年10月6日掲載予定)

【掲載場所】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/



資料6 消費者庁注意喚起「10月10日は「転倒予防の日」、高齢者の転倒事故に注意しましょう！～転倒事故の約半数は住み慣れた自宅で発生しています～」(令和2年10月8日)

【掲載場所】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_040/assets/consumer_safety_cms204_201008_01.pdf



資料7 政府広報「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」(令和3年6月21日)

【掲載場所】

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202106/2.html>



転倒災害発生状況

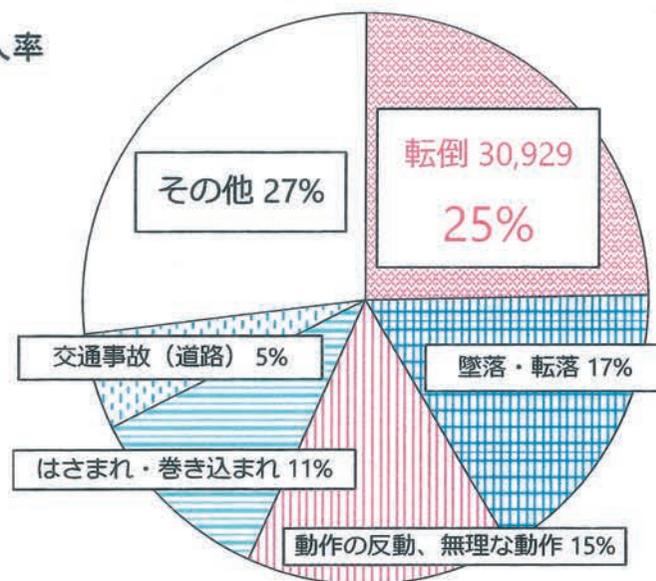
転倒災害の推移

- 令和2年の死傷者数は
平成29年比で**9.3%増**
- 令和2年の千人率(労働者数に対する発生率)は
平成29年比で**8.7%増**



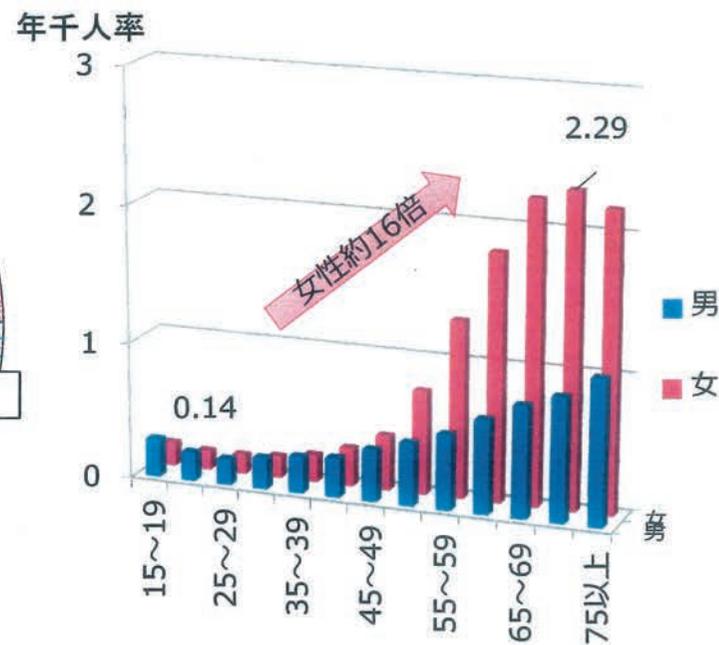
労働災害の発生原因 (令和2年)

- 労働災害で「転倒」が最も多く**約25%**
(うち骨折などにより約6割が休業1ヶ月以上)



年齢階層別労働災害発生率 (令和2年)

- **高齢になるほど増加傾向となり、高齢の女性の労働災害発生率は特に高い**



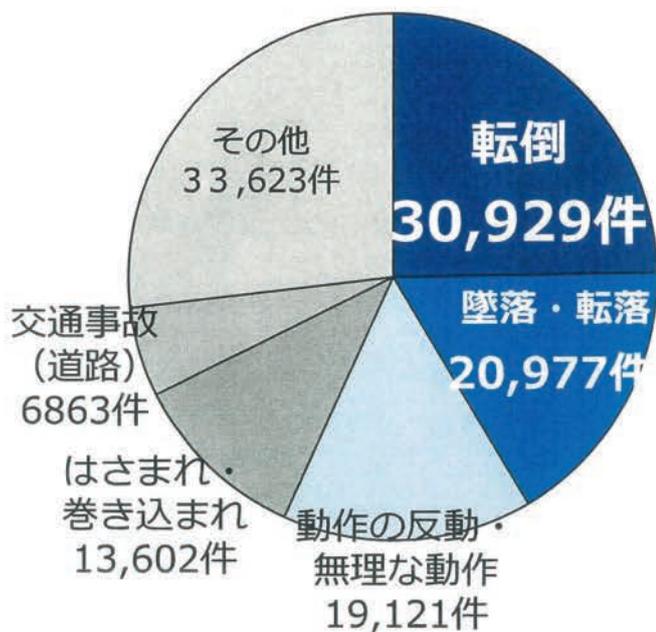
※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く
 ※令和3年の数字は推計値(令和3年確定値(推計))
 = 令和3年9月速報値×令和2年確定値/令和2年9月速報値
 ※令和3年の千人率の母数の労働者数は令和2年の労働力調査を使用

データ出所: 労働者死傷病報告(令和2年)
 ; 労働力調査(基本集計・年次・令和2年)

事業主の皆さまへ

安全・安心な職場づくり に取り組みましょう

職場における労働災害（年間125,115件）



転倒
全体の
25%



出典：令和2年 労働者死傷病報告より
（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

職場での転倒災害の状況



出典：令和2年 労働者死傷病報告より

安全・安心な職場づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう

 厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare



安全・安心な職場づくりのため 転倒防止の対策に取り組みましょう

作業場所の 整理整頓



作業場所の 清掃



毎日の運動



危険箇所の 見える化



手すりの 設置



滑りにくい 靴の着用



従業員が安全・安心して働くために

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいなだけでなく、つまづいたり転んだりすることも減りました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てもわかるので、事故やケガが減りました

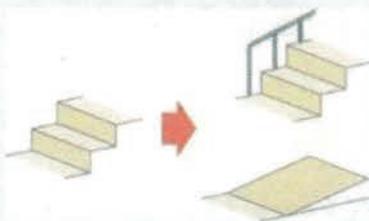


職場のあんぜんサイト『危険箇所の表示等の危険の「見える化」』を参考にしてください。



設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適！
手すりの設置や段差を改修して安心！



職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。



転倒・腰痛 予防体操

足を前に



足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



あなたの職場は大丈夫？ 転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
5	転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
7	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
8	ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>
9	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

職場での**転倒**にご注意ください！

転倒予防のために 適切な「靴」を選びましょう

サイズ

靴と足はフィットして
いますか？

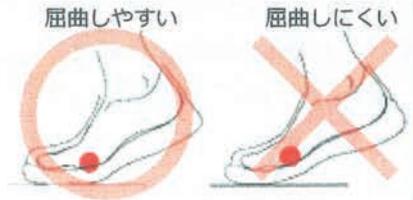
足に合った靴は疲労の
軽減、事故の防止に
つながります。



屈曲性

親指から小指の
付け根を適度に
曲げられますか？

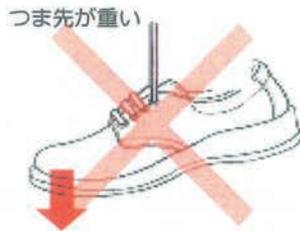
靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になり
やすく、つまずきの原因となります。



重量バランス

靴の前後の重さの
バランスは
とれていますか？

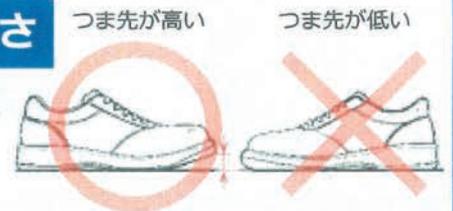
靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時に
つま先部が上がりやすく、つまずきやすくなります。



つま先部の高さ

つま先から床面
まで一定の高さ
がありますか？

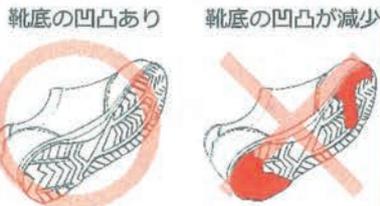
つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につま
ずきやすくなります。



靴底の減り具合

靴底がすり減って
いませんか？

靴底の減りが大きい
靴は、滑りやすくなります



その他の性能

■ 静電気帯電防止性

静電気帯電による放電着火
の防止と低電圧で
の靴底からの感電
防止性能



■ かかと部の衝撃
エネルギー吸収性
かかとのクッション
性に関係し、かかと部の
疲労防止性能



■ 耐踏抜き性

釘などの鋭利なもの
から足裏を防護する
性能



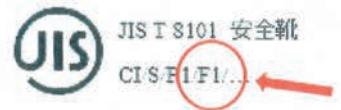
耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

■ 安全靴の場合

個装箱のJISマーク
表示の近くに「F1」
または「F2」の表示
があるか確認してくださ



■ プロスニーカーの場合

靴のべろ裏面の表示に、
耐滑性のピクト表示が
あるかを確認してください。



STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうちで最も件数が多い
「転倒災害」を減少させるため、「STOP! 転倒災害プロジェクト」
を推進しています。

STOP! 転倒

検索



日本安全靴工業会
Japan Protective Footwear Manufacturers Association



日本プロテクティブスニーカー協会

ひとくらし、みんなのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

先芯がいない作業環境で使用する耐滑靴の探し方

作業時に着用する靴の安全性は、作業環境の状況に応じて決められています。先芯（安全性を確保するために靴のつま先部分に入れる）を履く必要がない作業環境の場合でも、耐滑靴を着用しなければならないことがあります。その場合、先芯入りの安全靴やプロスニーカーであれば、靴の表示で耐滑性を確認できますが、先芯入りでない靴は表示で耐滑性を確認することができません。その場合は下記のメーカーへご相談ください。

職場の状況に適合する靴を紹介できるよう、以下の項目を参考に職場の作業環境等もご説明ください。

■ 作業中に重量物を取り扱うことがあるか

重量物を取り扱う場合、安全靴を着用してください

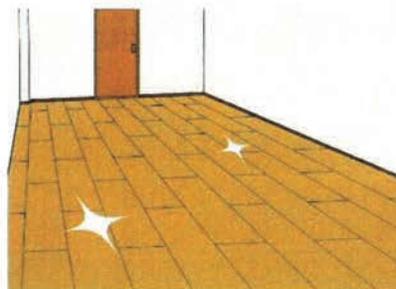


■ 作業中や作業後に水を取り扱うことがあるか

水を取り扱う場合、靴の表面素材は人工皮革製・ゴム製が最適です



■ 床の材質 塗り床／タイル／カーペット 等 床の材質で適合する靴底が変わります



■ 滑りが発生する場合の状況

滑りが起きた状況によって対策が変わります

- (例)
- ・物につまづいた
→ 運搬と通路改善
 - ・濡れた床で滑った
→ 水・油用耐滑靴検討
 - ・凍結路面で滑った
→ 氷用耐滑靴検討



詳しくはメーカーや販売店にご相談ください

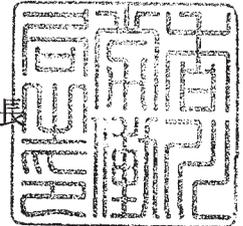
耐滑靴取り扱い店・メーカー

会社名	電話番号	関連商品URL
弘進ゴム株式会社	022-214-3021	https://www.kohshin-grp.co.jp/FormMail/shoes/
株式会社シモン	0120-345-092	https://www.simon.co.jp/contact/
日進ゴム株式会社	086-243-2456	http://www.nisshinrubber.co.jp/contact/index.html
株式会社ノサックス	082-425-3241	www.nosacks.co.jp
株式会社丸五	086-428-0232	https://www.marugo.ne.jp
ミズノ株式会社	0120-320-799	https://sports-service.mizuno.jp/btob_service
ミドリ安全株式会社	03-3442-8293	https://midori-fw.jp/

香 勞 発 基 1022 第 1 号
令 和 3 年 10 月 22 日

関 係 各 位

香 川 労 働 局 長



「過労死等防止啓発月間」の取組に係る周知について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の推進につきましては、平素より、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働時間等の現状をみると、全国における週労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向にあるものの引き続き高く、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、過労死等に係る労災認定件数も高水準で推移しております。

また、長時間労働の削減のためには労働時間の適正な把握が重要ですが、これがなされていないことによる割増賃金の不払いに係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

このため、香川労働局では、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、11月の「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を展開していくこととしています。

つきましては、本月間に係るパンフレット等をお送りいたしますので、掲示・配布していただくとともに、香川労働局ホームページに今後作成する「過重労働防止推進コーナー（仮称）」にリンクを張っていただく等により、本月間の取組について、広く周知啓発に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

香川労働局労働基準部監督課（担当：水川）

〒760-0019

高松市サンポート3番33号

高松サンポート合同庁舎北館3階

電話 087-811-8918



週の労働時間が
60時間を
超えていませんか？



年次有給休暇の
取得はきちんと
できていますか？



過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



仕事上の
不安や悩みを
抱えていませんか？



勤務間
インターバル制度を
ご存知ですか？



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚生省 過労死防止

検索

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口

労働条件等に関するご相談は…

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



労働条件相談ほっとライン

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。

《電話番号》

0120-811-610 (フリーダイヤル)

《受付時間》平日 / 17:00~22:00

土・日・祝日 / 9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労働管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家庭向け、事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は…

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



●職場でのハラスメントにお悩みの方へ

《ハラスメント悩み相談室》

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



《あかるい職場応援団》

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は…

こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

《電話番号》 **0120-565-455** (フリーダイヤル)

《受付時間》月・火 / 17:00~22:00

土・日 / 10:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)

《メール相談》 <https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

《SNS相談》 <https://kokoro.mhlw.go.jp/sns-soudan/>

こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方、またはご家族に向けた支援や、役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<http://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<http://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>



参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用フリーダイヤル

(月~金 9:00~17:30)

0120-562-552



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

目指すゴールは、 過重労働ゼロ。

サッカー選手(元日本代表)
小野 伸二

**11月は過重労働解消キャンペーン月間です。
また、11月1週目は過重労働相談受付集中週間です。**

お近くの都道府県労働局・労働基準監督署や
右記ほっとラインで労働に関する相談を受け付け
ていますので積極的にご連絡ください。

「労働条件相談ほっとライン」(厚生労働省委託事業)

0120-811-610 月～金 17:00～22:00
土日・祝日 9:00～21:00

「特別労働相談」を実施します!

無料 過重労働解消相談ダイヤル

※全国どこからでも利用可能(スマートフォンからでも無料) ※匿名での相談も可

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

特別労働相談受付日

令和3年11月6日(土) 9:00～17:00

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を 実施します。



平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、
労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

NEXT PAGE

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

3. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

4. 「特別労働相談」を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時：令和3年11月6日(土) 9:00~17:00 **0120-794-713**

なくしましょう 長い残業

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

①時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1)建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2)「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)



②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために^{※3}

1	2	3
職場風土を改革しましょう。	適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。	労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

10月31日(日)から11月6日(土)は、過重労働相談受付集中週間です。

■都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30~17:15)

■労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業) **0120-811-610** はい! ろうどう
月~金 17:00~22:00
土日・祝日 9:00~21:00



事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、**過重労働解消のためのセミナー**を実施します!



01 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



02 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

過労死等
防止対策推進
シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。
(※無料でどなたでも参加できます。)
開催会場によって開催日時やプログラムは異なります
ので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



\\ 事業主の皆さまへ //

03 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A Xにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 0 3 - 3 4 5 3 - 7 5 6 1

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

http://www.rikusaibou-kagawa.jp/

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 0 8 7 - 8 5 1 - 6 2 5 1



会員名簿の変更等について

3年11月1日

当協会発行の会員名簿(令和3年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会社名他	変更内容
18	(有)平福興業	【 変 更 】 会社名 株式会社 平福興業 代表者 平 福 雄 一
26	(有)坂出キョードーサービス	【 変 更 】 所在地 〒762-0021 香川県坂出市西庄町1066-3 TEL(0877)85-6066 FAX(0877)85-6065

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。